

〒

〇〇 〇〇様
保護者 様

専攻科支援金 申請等結果通知書の配付について

お問合せ先：事務室 会計課
直通電話番号 0721-26-7736

専攻科支援金の受給資格認定申請及び収入状況届の結果通知等書類の配付について

2022年7月に提出していただいた「高等学校等専攻科授業料支援金」の受給資格認定申請及び収入状況届の結果が届きましたので配付します。

専攻科支援金の受給額は、3期と4期の授業料から減免します（受給額によっては4期のみで減免の方もおられます）。準備が整いましたら学費サイトにてご案内する予定です。

■「様式5」と「様式24」の2枚が同封されている方

- 受給資格認定審査の結果、このたび**新たに受給できることが認定**されました。
- 認定年月（受給開始の年月）は様式5の「7 認定年月」で、受給額は様式24でご確認下さい。現4年生（原級留置生は除く）は来年、収入状況届出が必須となります（時期がきましたら改めてご案内します）

■「様式6」のみが同封されている方

- 受給資格認定審査の結果、所得制限により**不認定**となりました。今後、親権者の所得状況や親権者の変更等により支給対象となる状況になれば、年度途中でも改めて申請することができます。

■「様式24」のみが同封されている方

- これまで同様、7月以降も**継続して認定**されています。様式24には7月以降の支給決定額内訳が記されています。4～6月の支給額から変更となっている場合がありますので過去の認定通知等をご確認ください。

■「様式8」のみが同封されている方

- 4月から6月までは受給資格がありましたが、令和4年度の収入状況届出にて、所得制限により**受給資格が消滅**しました。**7月以降は専攻科支援金を受給できなくなりました**のでご注意ください。今後、親権者の所得状況や親権者の変更等により支給対象となる状況になれば、年度途中でも改めて申請することができます。

■この送付書のみが同封されている（大阪府教育庁発出の様式が同封されていない）方

- 2022年6月まで専攻科支援金を受給しておらず、7月に受給資格の認定について**「申請しません」**と学校に提出された方です。

※ 下記の事情変更が生じた場合は、受給資格の有無または受給額が変更となる場合があります。速やかに事務室会計課まで届け出てください。

- ・所得の修正申告や税額の更正決定により課税に関する情報等に変更があった場合
- ・離婚・死別・養子縁組等による保護者等の変更があった場合
- ・生活保護法に基づく保護を受けることになった場合
- ・生活保護法に基づく保護が停止された場合